

枚方市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を次のとおり公表する。

令和 7 年（2025 年）3 月 27 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	番 匠 映 仁
同	一 原 明 美

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

健康福祉部 健康福祉政策課
 健康福祉総合相談課
 介護認定給付課
 健康づくり課
 福祉指導監査課
 臨時給付金課

(2) 対象事務

令和6年度（2024年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和6年（2024年）12月2日（月）から令和7年（2025年）3月26日（水）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[健康福祉政策課]

○ひらかたポイント事業について

健康福祉政策課では、市民の健康増進行動を後押しする取組としてひらかたポイント事業を実施している。ポイント発行業務の原資として委託業者に負担金を支払ってきたが、未使用ポイント分の保有額（預り金）や失効ポイント分の残高が年々増え続け、結果として、市の公金を委託業者側で保有し続けることとなり、不適正な取扱いとなっている。担当部署においてもこれらを問題と認識し、順次整理することのことだが、事業の透明化・効率化を一層進め、市民の健康増進策として事業の効果が十分発揮できる取組を推進するよう要望する。

また、高齢者お出かけ推進事業ポイント付与に係る業務を市内13か所の地域包括支援センターに委託しているが、委託内容に関する履行確認や事業実績報告書の提出を求めることなく委託料が支払われていた。当該事業については、令和6年度で終了することのことだが、これまで実施してきた委託事業の効果・課題を検証し、総括した結果を今

後の新たな事業展開に活かしていくよう要望する。

[健康福祉総合相談課]

○緊急通報体制整備事業に関する事務処理について

健康福祉総合相談課では、急病、災害等の緊急時における迅速かつ適切な対応を確保し、ひとり暮らし高齢者等の不安感の解消を図るため、緊急通報システムの貸与を委託により行っているが、継続して利用が確認できない利用者について、廃止等の手続が完了していない事例が見受けられた。

今後は、機器の利用確認等の整理を進めるとともに、時代に即した事業を展開するなど、多くの高齢者が継続して利用できる事業の実施に取り組むよう要望する。

[介護認定給付課]

○要支援・要介護認定事務について

介護認定給付課では、介護保険に係る認定に関することを所管しており、申請の受付、認定調査等を行っている。介護保険法では、申請日から原則 30 日以内に要支援・要介護認定の結果を通知するよう規定しているが、全国的に処理期間が 30 日を超える状況が常態化しており、本市も例外でない。

要介護認定の遅れは、利用者、事業者等への影響が懸念されることから、認定審査の迅速化に向けた取組を一層進めるよう要望する。

[健康づくり課]

○生活支援体制整備事業について

健康づくり課では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域が支え合う体制づくりを推進するため生活支援体制整備事業を実施している。その一つとして、地域に必要な場所、活動等を地域のニーズに応じて創り出す仕組みとして、小学校区単位で第 2 層協議体を設置し、その運営を地縁組織等に委託している。同協議体には支払ごとに活動実績の提出を求めているが、報告書の様式が統一されていないことから活動内容が不明確な校区や各活動への参加人数が記載されていない校区があるなど、同事業目的の達成に向けた事業効果や課題抽出等の評価・検証ができる仕組みとなっていないように思われる。今後も、事業効果や課題の抽出がしやすい様式に改めるなど、同事業を通じて高齢者が安心して生活し続けられる地域づくりへの取組を一層推進するよう要望する。

また、枚方市生活支援員養成研修については、年々受講者が減少しており、事業経費に見合う効果が得られていないと思われることから、実施方法やテキスト作成方法も含め、修了者が活躍できる場の拡充など、本事業の活性化に向けた取組を図るよう要望する。

[臨時給付金課]

○給付金支給に係る事務処理について

臨時給付金課では国の総合経済対策に基づき、住民税非課税等世帯に対する給付金及び定額減税補足給付金の支給を行っている。令和6年度に実施した支給事務において、システム等の対象者抽出要件に誤りがあったことから、支給対象外の世帯に対し給付金を支給するという事象が発生した。

令和7年度においても新たな給付金の支給が予定されており、同様の事象が発生しないよう防止策を徹底し、支給事務を適切に行うよう要望する。

なお、誤給付金の未返還世帯に対しては、引き続き、回収に向けた取組を進めるよう要望する。

[福祉指導監査課]

特に指摘すべき事項はなかった。